太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律について

令和８年６月

経済産業省

環境省
Ministry of the Environment

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律の概要

■ 太陽光パネルの大量廃棄に備え、**多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）に国が定める判断基準に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付ける**とともに、**費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定する制度を創設し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要**とする等の措置を講ずる。

主な措置事項

① 国による基本方針の策定
- 各主体の役割、リサイクル目標、施設整備の促進、費用低減・技術開発等の施策の方向性の明示

② 多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）への規制
- 国が定める判断基準（段階的に強化）に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付け（指導・助言、勧告・命令）

※指導・助言は全ての事業用太陽電池の廃棄をしようとする者が対象
※廃棄の抑制のための措置についても判断基準を策定（指導・助言）

- 多量事業用太陽電池廃棄実施計画の事前届出義務

③ 費用効率的なリサイクルを促進するためのリサイクル事業者への措置
- 費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする特例措置、保管基準の特例措置等
- 技術開発・施設整備等の財政上の措置

※リサイクル設備の開発・導入
再生材の価値向上に資する技術実証
保管施設の活用実証・導入等を想定



太陽光パネル
リサイクル設備

④ 製造・輸入業者及び販売業者に対する措置
- 環境配慮設計の実施等の措置
- 含有物質に関する情報提供等の措置

⑤ 制度の見直しに向けた検討規定（附則）
- 最終処分場の残余年数、リサイクル費用の状況等を勘案して、太陽光パネルの幅広い廃棄に関する者を対象とした義務付けを検討し、制度を見直し

施行期日 公布から**１年６か月以内で政令で定める日**

太陽光パネルのリサイクルフロー

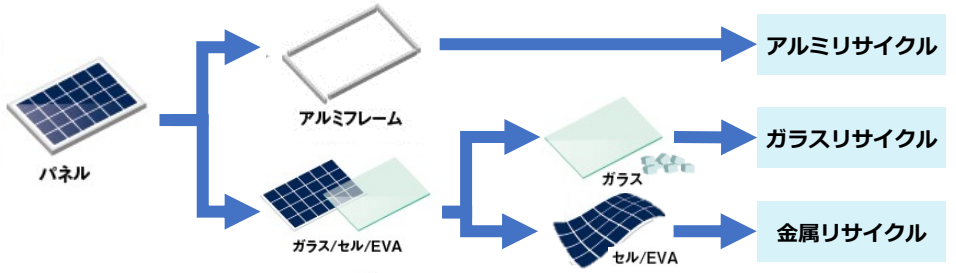

第１章　総則（目的）

＜目的＞
　この法律の目的は、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進を図るため、所要の措置を講ずることにより、**廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保**を図り、もって**生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与**するものとする。（第一条関係）

■背景

○使用済太陽光パネルは、現行の**廃棄物処理法に基づき適正処理が義務付け**られている。

※再エネ特措法に基づくFIT/FIP制度における事業用太陽光発電設備（10kW以上）には、**廃棄等費用の積立制度を措置**

○**2030年代後半以降、太陽光パネルの排出量が顕著に増加し、年間最大50万ｔ程度**となる。**最終処分場の残余容量を圧迫し、廃棄物処理全体に支障が生ずるおそれ**がある。

○**太陽光パネルのリサイクル**について、①現時点では**埋立処分費用とリサイクル費用との差額が大きいこと**、②**全国的な処理体制が構築途上であること**が課題。

○予算措置や既存制度も活用し、これらの課題への対応を図りながら、まずは**費用効率的にリサイクルが実施可能な多量に廃棄をしようとする太陽光発電事業者等からリサイクルの規制を段階的に強化**し、太陽光パネルの幅広い廃棄に関する者へのリサイクルを義務化するために必要な環境整備が重要。

太陽光パネルの排出量予測

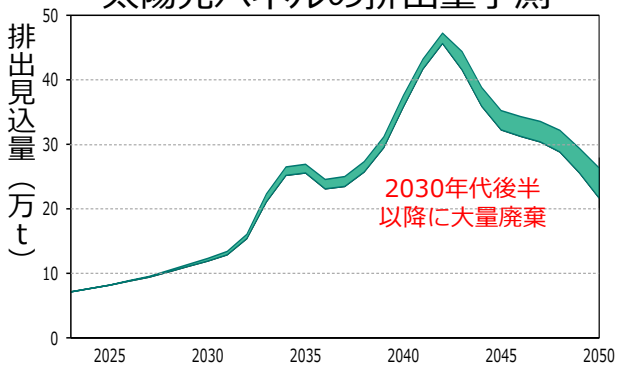

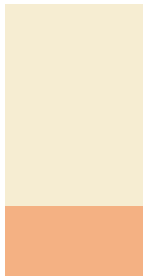

（現状）リサイクル費用
8,000～12,000 円/kW

差額は依然として大きい

埋立処分費用
2,000円/kW程度～

第１章　総則（定義）

＜定義＞

- 太陽電池（※）及び事業用太陽電池、太陽電池廃棄物及び事業用太陽電池廃棄物、太陽電池の廃棄及び事業用太陽電池の廃棄、太陽電池廃棄者及び事業用太陽電池廃棄者、再資源化及び再資源化等並びに太陽電池廃棄物再資源化等事業について、その**定義を定める**。（第二条関係）
  - ※「**太陽電池**」とは、太陽光を電気に変換する機器（**板状であり、かつ、ガラスを材料として使用した部品を含む機器の重量が政令で定める重量以上のもの**に限る。）であって、**当該機器が廃棄物となった場合の再資源化等の実施が技術的及び経済的に可能であり、かつ、有効なものとして政令で定める種類**のものとする。

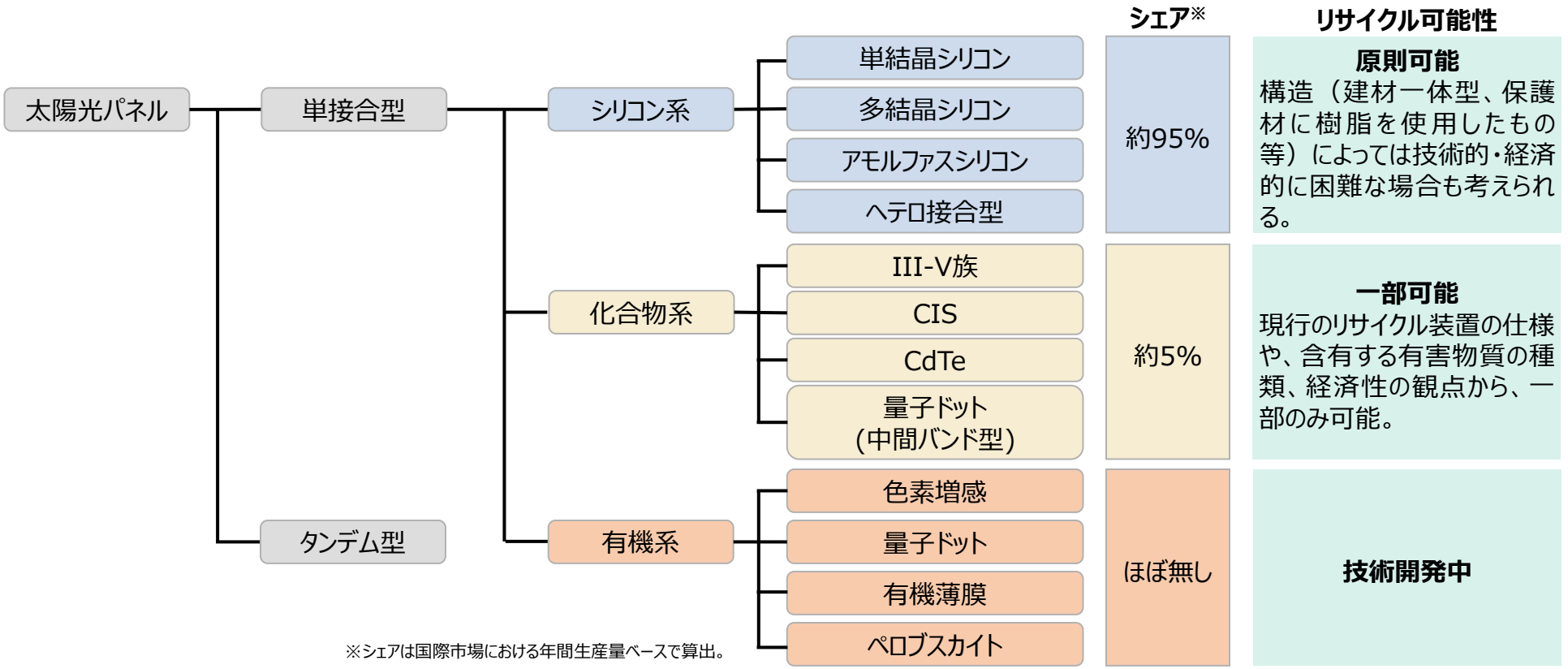

※シェアは国際市場における年間生産量ベースで算出。

第２章　基本方針等

＜基本方針＞

- **主務大臣**は、**太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進を総合的かつ計画的に図るための基本的な方針を定める**ものとする。（第三条関係）

＜責務＞

- 国、地方公共団体及び太陽電池廃棄者について、その**責務を定める**。（第四条～第六条関係）

基本方針のイメージ

- **意義及び目標（リサイクルの目標値等）、各主体の役割**
- **廃棄の抑制、リサイクルの選択の促進、廃棄の抑制・リサイクルの円滑な実施に資する太陽光パネルの製造・販売の促進、再生材の利用促進等の施策**
- **リサイクルのための太陽電池廃棄物の収集運搬・処分業**及び**その実施体制の整備促進**　等

国

- リサイクル費用の低減・体制整備
- 情報の収集・活用、研究開発の推進
- 地方公共団体への情報提供・助言
- リサイクルの率先実施

太陽電池廃棄者（太陽光発電事業者等）

- 廃棄の抑制及びリサイクルの取組

※事業用太陽電池廃棄者（収益事業者）には判断基準に基づく取組を、多量事業用太陽電池廃棄者には廃棄実施計画の事前届出を求める。

リサイクルのための収集運搬・処分の事業を行う者

- 認定事業者の効率的なリサイクルの実施
- 高度なリサイクル設備導入の検討
- 太陽電池廃棄者への情報提供

地方公共団体

- 域内の実情に応じた施策の実施
- リサイクルの率先実施

太陽電池廃棄物を排出する者（解体工事業者等）

- 太陽電池廃棄者の指示等に従った適正処分
- 太陽電池廃棄者への情報提供

太陽電池の製造・輸入業者、販売業者

- 環境配慮設計
- 含有物質に関する情報提供
- 長期使用、リユース等に関する情報提供

国の定める目標の達成に向け、関係者が協働して取組を進めていく

第３章　事業用太陽電池廃棄者による事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施のための措置（判断の基準）

＜事業用太陽電池廃棄者の判断の基準となるべき事項＞（第七条関係）

- **主務大臣**は、事業用太陽電池廃棄者が事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施に向けて取り組むべき措置に関し、**判断の基準となるべき事項を定める**ものとする。
- 判断の基準となるべき事項は、**太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の状況、太陽電池廃棄物の再資源化等に要する費用の推移等を勘案**して定め、**これらの事情の変動に応じて必要な改定をする**ものとする。

＜指導及び助言＞

主務大臣は、事業用太陽電池廃棄者に対し、**判断の基準となるべき事項を勘案して、必要な指導及び助言をすることができる**ものとする。（第八条関係）

太陽光発電事業者によるリサイクルの検討状況

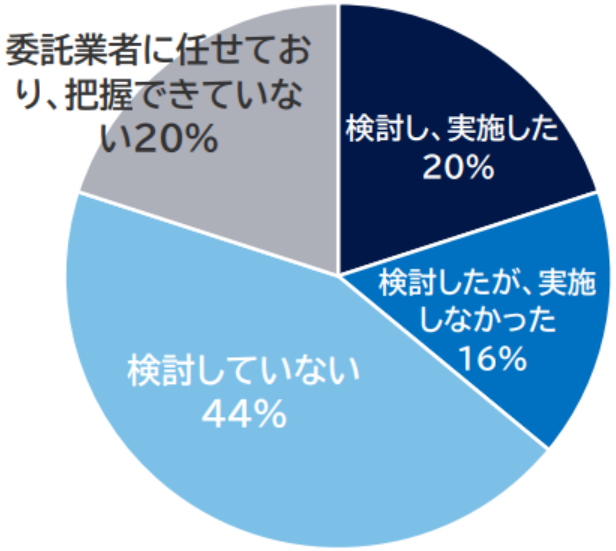

６割以上の太陽光発電事業者は、
実質的にリサイクルを検討せず。

- **廃棄の抑制・リサイクルの実施に向けた取組を求める仕組み**
- その取組内容・結果について**国が関与する仕組みを法的に整備**し、**リサイクルの選択を後押し**していく。

（出典）第５回合同会議　一般社団法人 再生可能エネルギー長期安定電源推進協会ヒアリング資料

第３章　事業用太陽電池廃棄者による事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施のための措置（廃棄実施計画）

＜多量事業用太陽電池廃棄実施計画＞（第九条関係）

- **多量事業用太陽電池廃棄者**※は、その事業用太陽電池の廃棄をしようとするときは、**多量事業用太陽電池廃棄実施計画を主務大臣に届け出なければならない**こととする。
  ※廃棄をしようとする**事業用太陽電池の重量が政令で定める要件に該当するもの**
- **多量事業用太陽電池廃棄者**は、原則として、届出の受理から**30日経過後**でなければ、当該届出に係る計画に記載された事業用太陽電池の廃棄に関し、自ら**事業用太陽電池廃棄物を排出し、又は他の者に工事又は作業を行わせて当該事業用太陽電池廃棄物を排出させてはならない**こととする。
- **主務大臣**は、届出のあった**計画が判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分**であると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該計画の変更等について**勧告及び命令ができる**ものとする。

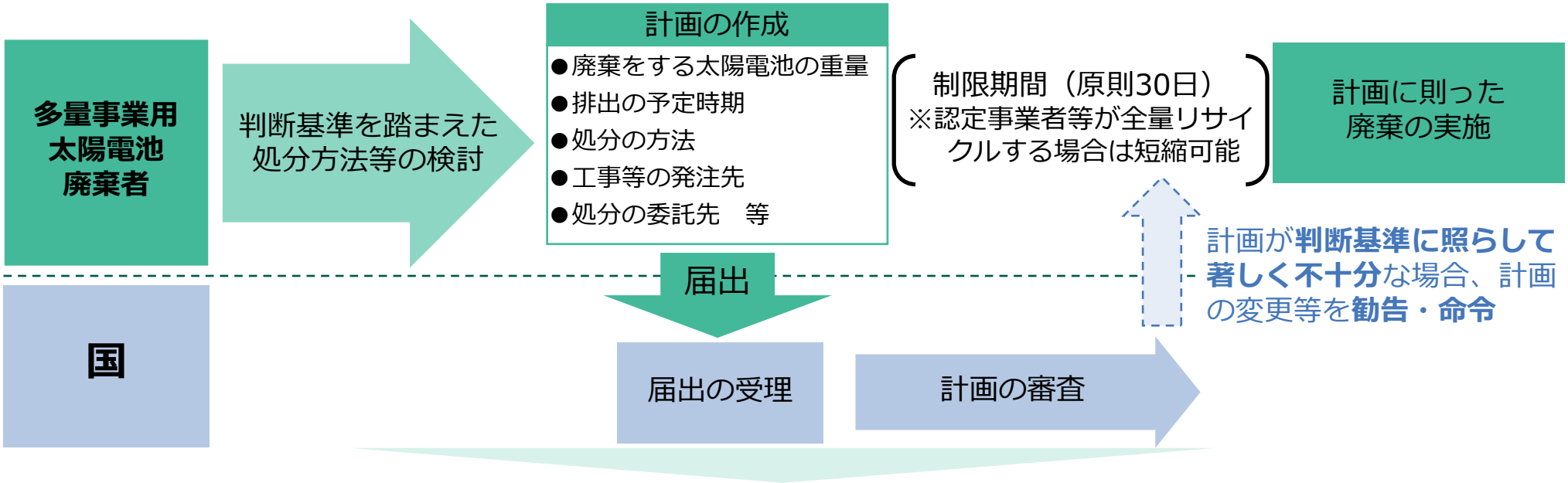

効率的にリサイクルが実施可能な多量事業用太陽電池廃棄者に、判断基準に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付け

第４章　太陽電池廃棄物再資源化等事業の実施のための措置

＜太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の認定等＞
太陽電池廃棄物再資源化等事業を行おうとする者は、**太陽電池廃棄物再資源化等事業計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができる**こととし、認定計画の変更等について所要の規定を設ける。（第十二条及び第十三条関係）

＜廃棄物処理法の特例＞（第十四条関係）

- **認定事業者**は、**廃棄物処理法の規定による許可を受けないで、太陽電池廃棄物再資源化等事業を実施できる**こととし、所要の規定を設ける。
- **認定事業者**は、**廃棄物処理法の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い**、認定計画に従って行う**太陽電池廃棄物（産業廃棄物であるものに限る※。）の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない**こととし、所要の規定を設ける。

※廃棄物処理法の基準で保管数量の上限がある産業廃棄物に限定。

太陽電池廃棄物再資源化等事業のイメージ

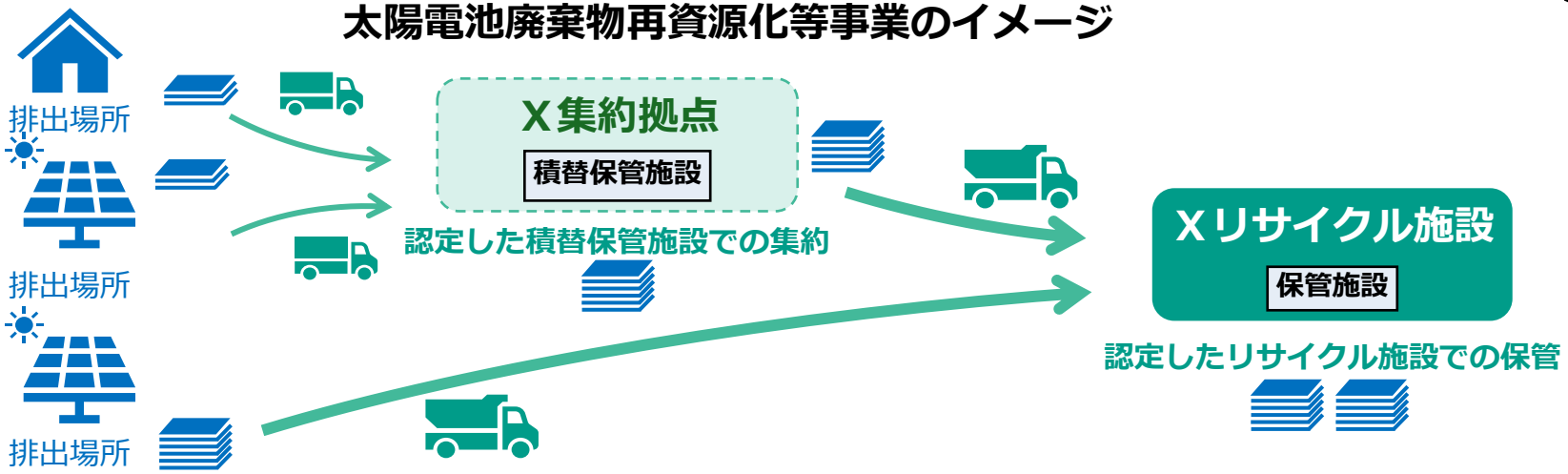

事業許可と保管基準の特例を講ずることで、
広域的かつ効率的なリサイクル事業により、リサイクル費用を低減

（参考）太陽電池廃棄物再資源化等事業の対象として想定する処分方法

■ 太陽光パネルの処分方法には様々なものがあるが、重量の約６割を占めるガラスを資源として回収する処分方法を用いているものを対象として想定（具体的な基準は下位法令で決定）。

処分方法		回収ガラス	リサイクル及び熱回収の割合（重量比）	導入コスト
①	熱処理（専用設備）	板ガラス	約90～95%	約１億円以上
②	ガラス切断（専用設備）	板ガラス	約75～95%	約１億円以上
③	ガラス破砕（専用設備）	カレットガラス	約60～90%	約５～９千万円
④	汎用シュレッダー破砕＋選別機器	カレットガラス	約50%～	－

①熱処理

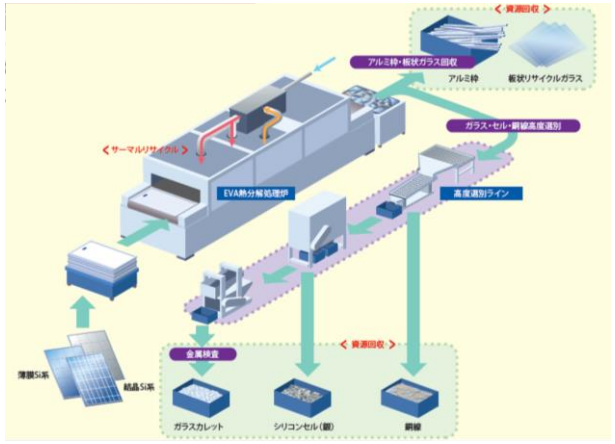

（出典）株式会社リサイクルテック ウェブサイト

②ガラス切断（ホットナイフ等）

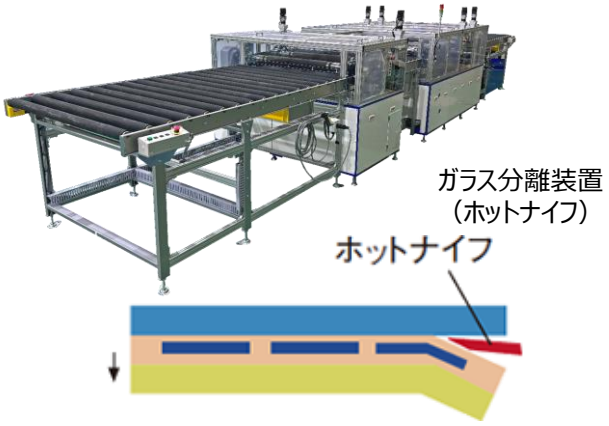

（出典）株式会社エヌ・ピー・シー ウェブサイト

③ガラス破砕（ブラスト方式等）

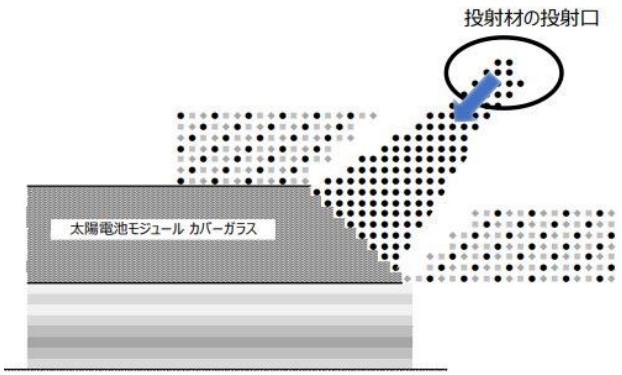

（出典）未来創造株式会社 ウェブサイト

第５章　製造業者等及び販売業者による太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資する措置

＜太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資する設計等の工夫等＞

- **製造業者等**※は、**設計及び原材料等の種類について工夫をした太陽電池の製造又は輸入**をし、また、**販売業者**は、当該**工夫がされた太陽電池を販売**するよう努めなければならないこととする。（第十八条関係）　※製造業者又は輸入業者

＜太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資する情報の提供等＞

- **製造業者等**は、その製造し、又は輸入する太陽電池について、その**部品の材質及び成分並びにその重量の表示等必要な措置**を講じ、また、**販売業者**は、**太陽電池の長期間の使用及び再使用並びに太陽電池廃棄物の再資源化等に関する情報の提供**を行うよう努めなければならないこととする。（第十九条関係）

①環境配慮設計の取組
●長寿命化 ●軽量化 ●易解体設計 ●有害物質含有量の低減

②情報提供
●リサイクルの円滑な実施に必要な情報の開示（含有物質情報（鉛、カドミウム、ヒ素、セレン等）を想定） ●長期使用、リユース等に関する情報提供

※本法律における措置に加え、資源有効利用促進法において太陽光パネルを指定再利用促進製品に指定し、同法における判断基準に基づく環境配慮設計を求めること等を検討。

軽量化、長期使用・リユース等により、太陽光パネルの廃棄を抑制
リサイクルの容易化、再生材売却益の向上等により、リサイクル費用を低減

第６章　雑則
第７章　罰則

＜雑則＞
財政上の措置等について所要の規定を設ける。（第二十条～第二十五条関係）

令和８年度の主な関連予算

●保管施設の導入支援
（環） 60億円の内数

●リサイクル技術の開発支援
（経）31億円の内数
●リサイクル設備の導入支援
（環）73億円の内数

●再生材の価値向上の技術実証
（環）36億円の内数



●収集運搬の効率化の実証
（環）10億円の内数

リサイクル費用の低減・体制整備を実現

＜罰則＞
罰則について所要の規定を設ける。（第二十六条～第二十九条関係）

附則

＜施行期日＞
　この法律は、一部を除き、**公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行**する。（附則第一条関係）

＜検討規定＞
　政府は、必要があると認めるときは、多量事業用太陽電池廃棄者の要件の見直し、**太陽電池の廃棄に関係する者における太陽電池廃棄物とする太陽電池の量の抑制及び太陽電池廃棄物の処分の方法としての再資源化等の選択に係る義務付け等所要の措置**を講ずるものとする。（附則第四条関係）

（参考）太陽光パネルリサイクル施設の処理能力とピーク導入量

■ 現時点※１で、使用済太陽光パネル専用の**リサイクル施設は87件**、**処理能力は約13万トン／年**※２であり、**設備の導入が徐々に進んできているが、**８府県には施設が存在せず、その他の地域でも今後の**排出見込量に対して処理能力が不足していることから、排出状況に応じた処理能力の増強が必要である**。

※１：2025年11月時点。　※２：環境省が廃棄物処理法上の許可自治体（47都道府県・82政令市）に調査を実施（回答率100%）。

	太陽光パネル専用のリサイクル施設	太陽光パネルリサイクル処理能力※３	導入ピーク時の導入量※４	
	件	トン／年	トン／年	抽出年
北海道	2	2,112	29,920	2015
青森県	2	1,757	16,138	2015
岩手県	5	4,792	13,487	2019
宮城県	4	6,265	33,909	2020
秋田県	1	442	4,574	2016
山形県	1	1,188	3,867	2015
福島県	6	8,325	32,470	2017
茨城県	3	14,112	46,752	2015
栃木県	2	7,402	34,921	2015
群馬県	4	6,216	23,687	2019
埼玉県	5	7,709	17,808	2014
千葉県	1	5,256	40,526	2015
東京都	1	2,304	2,442	2013
神奈川県	1	2,304	5,586	2014
新潟県	2	1,555	7,073	2021
富山県	0	0	4,566	2014
石川県	2	1,987	10,502	2018
福井県	1	2,791	3,284	2014
山梨県	0	0	9,314	2014
長野県	2	2,471	17,698	2014
岐阜県	0	0	16,069	2014
静岡県	3	3,498	24,340	2014
愛知県	5	14,038	31,232	2014

	太陽光パネル専用のリサイクル施設	太陽光パネルリサイクル処理能力※３	導入ピーク時の導入量※４	
	件	トン／年	トン／年	抽出年
三重県	1	2,088	25,591	2018
滋賀県	0	0	10,568	2014
京都府	3	4,112	6,795	2014
大阪府	0	0	11,418	2013
兵庫県	1	1,152	34,379	2014
奈良県	1	816	6,984	2014
和歌山県	0	0	8,782	2015
鳥取県	0	0	4,930	2013
島根県	1	469	6,045	2015
岡山県	2	3,226	25,498	2018
広島県	3	2,268	16,183	2015
山口県	0	0	16,135	2021
徳島県	1	358	13,440	2014
香川県	3	1,415	10,388	2014
愛媛県	3	4,731	12,078	2014
高知県	1	264	5,994	2014
福岡県	4	6,520	35,643	2014
佐賀県	3	2,112	9,124	2014
長崎県	1	720	12,702	2014
熊本県	1	960	23,246	2014
大分県	1	384	19,322	2013
宮崎県	1	960	17,924	2014
鹿児島県	2	1,958	31,043	2014
沖縄県	1	614	6,611	2014

※３：太陽光パネル専用の処理設備によるガラスとバックシートの分離、破砕後の素材選別等、リサイクルが可能な処理施設の処理能力の合計。処理施設１日の稼働時間を８時間、年間稼働日数を240日として算出。
※４：太陽光パネル１枚当たり250W、20kgとして算出。